

不祥事根絶のための取り組みについて

本校教職員は、未来を担う生徒の教育に携わっているという自覚と誇りのもと、安全・安心な学校づくりと、保護者や地域の信頼を得た教育活動を展開します。このため、法令遵守と服務規律の徹底を図り、不祥事を根絶するために下記の取り組みを行います。

記

1 生徒の指導に関する事項

- (ア) 生徒の人権尊重を第一に教育活動に従事する。特に体罰と不適切指導の発生を未然に防止し、各種ハラスメントにつながる言動に注意する。
- (イ) 電話やメール、SNS等により私的な連絡はおこなわない。
- (ウ) 生徒の危険予知能力を高める防犯・防災教育を推進する。

2 個人情報等の管理と情報セキュリティ対策に関する事項

- (ア) 『学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン』に基づき、校内取扱規程を遵守し、個人情報の適切な管理に努め、個人情報の漏洩・誤廃棄を未然に防止する。
- (イ) 『茨城県県立学校情報セキュリティ対策基準』に基づく校内規定を遵守する。

3 交通に関する事項

- (ア) 交通法規の遵守を徹底し、交通事故防止に努める。
- (イ) 飲酒時の車の使用禁止、車を使用している同僚等に飲酒を勧めない、節度ある飲酒を心がける等、飲酒運転の根絶を図る。

4 施設・設備に関する事項

- (ア) 定期的に校内の施設・設備の安全点検を実施し、破損箇所等はすぐに修繕等を行い事故を未然に防ぐ。
- (イ) 校内の整理整頓をおこない、環境整備に努める。

5 財務事務等の適正執行に関わる事項

- (ア) 会計事務は複数の教職員で行う。
- (イ) 会計事務処理と検査を適切に行い、事故を未然に防止する。

6 研修及びその他の事項

- (ア) 教職員に対して、『One IBARAKI』等を活用した研修を実施する。
- (イ) 生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、校外の各種相談窓口を案内する。
- (ウ) 教職員が相談しやすい環境を整え同僚制を高める。また、違和感を感じた場合、相談や報告がしやすい環境を整える。
- (エ) 教職員は、学期始めごとに『不祥事防止のためのチェックリスト』を活用し、不祥事防止に努める。